

## 桃山学院大学研究倫理規準

2015(平成 27)年 4 月 8 日

大学評議会承認

### 前文

桃山学院大学は、建学の精神に則り、私立大学のもつ自主的教育研究機関としての社会的、公共的使命を達成すべく努力してきた。研究活動に従事するすべての研究者の研究活動の自由は、いかなる権威や権力にも服することもなく、ただ真理の探究に仕えるものである。真理の探究は、研究者が事実に基づき理性に導かれて、理性以外の何者にも動かされることなく、自由にこれを行うものといえる。

研究の自由およびその成果が、人類、社会、自然環境に与える影響から、研究活動の自由には高度な倫理性が求められており、本大学としても、健全な学術研究の発展と社会との共生を目指して、研究者の学術研究倫理意識の向上を図るため、ここに学術研究の倫理に関する基準を定めるものである。

### (目的)

第 1 条 この規準は、桃山学院大学(以下、「本大学」という。)が研究機関としての社会的責任を果たすため、研究者が研究活動において遵守すべき事項を定める。

### (研究活動)

第 2 条 この規準において研究活動とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表に至る過程のすべての行為をいう。

### (研究者)

第 3 条 この規準において研究者とは、本大学の専任教員その他本大学において研究活動に従事するすべての者をいう。

### (研究に対する基本姿勢)

第 4 条 研究者は、研究活動に積極的に取り組まなければならない。

- 2 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明しなければならない。
- 3 研究者は、その専門知識等を社会の発展に役立てるために、市民との対話や交流に積極的に参加するとともに、政策形成に有効な科学的助言の提供に努めなければならない。

(人権の尊重および個人情報等の取り扱い)

第 5 条 研究者は、研究活動において人権を尊重するとともに、研究活動において知り得た個人情報および企業等の情報を適切に取り扱わなければならない。

(研究費の適正使用)

第 6 条 研究者は、研究費の源泉が、学納金・寄附金のほか、国・地方公共団体等から交付される補助金・助成金および企業等から負託される資金であることを認識し、研究費を適正に使用しなければならない。

(利益相反行為)

第 7 条 研究者は、研究活動において、個人、組織および異なる組織間の利益の衝突に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

(研究活動における不正行為の防止等)

第 8 条 研究者は、捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサiership等の研究活動の不正行為をしてはならない。

2 研究者は、前項による不正行為の発生を未然に防止するため、自らの研究活動において、研究データ、資料等の管理・保存等に関して適切な取り扱いをするとともに、研究倫理を内容とする研修を受けなければならない。

3 本大学内外において前々項による不正行為がなされた旨の告発等が行われた場合には、研究者は告発等に対する調査その他必要な措置に可能な限り協力しなければならない。

(本大学の責務)

第 9 条 本大学は、本規準の目的を達成するために必要と認められる場合には、規程の制定その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、本大学は、本規準の解釈および適用に際して、研究者の学問の自由を尊重するとともに、それに対する過度な制約は慎まなければならない。

(事務所管)

第 10 条 この規準に関する事務は、学部事務課の所管とする。

(改廃)

第 11 条 この規準の改廃は、大学評議会の審議を経て、学長が行う。

付 則

この規準は、2015年(平成27年)4月1日より施行する。

この規準は、2015年(平成27年)6月24日より改訂施行する。

この規準は、2018(平成30)年4月1日より改訂施行する。(事務組織改編等により一部変更)